

平成30年10月15日

保守(報告)会社 様

一般財団法人 神奈川県建築安全協会  
理事長 吉田 貞夫

### 昇降機等の定期検査報告の指導手数料改定について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の定期検査報告制度において、平成29年4月1日に昇降機に係る「平成20年国土交通省告示第283号」の改正告示が、平成29年10月1日に遊戯施設に係る「平成20年国土交通省告示第284号」の改正告示がそれぞれ施行されました。

この改正告示の施行により、既存不適格項目及び検査実施項目等が追加されたため、当協会では審査体制を強化し、業務量の増加に対応しておりますが、現行の指導手数料を維持することが困難な状況となってまいりました。

そこで当協会では、業務量の増加に応じた指導手数料の見直しを行なうこととし、平成31年4月1日付けで指導手数料を別紙のとおり改定させていただきますのでお知らせします。

所有者・管理者及び保守(報告)会社の皆様方におかれましては、諸般の事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

添付資料

指導手数料改定のお知らせ ————— (別紙)

(別紙)

平成30年10月15日  
一般財団法人 神奈川県建築安全協会

## 指導手数料改定のお知らせ

### 1 改定後の指導手数料 ( )内は税抜き金額です。

改定後の指導手数料は次の表のとおりです。

なお、消費税が10%になる際の指導手数料は「※参考」ととおりです。

※参考

機種	改訂前	改定後 (消費税8%)	(消費税10%)
エレベーター	2,100円 (1,945円)	2,160円 (2,000円)	2,200円 (2,000円)
段差解消機	1,500円 (1,389円)	1,510円 (1,399円)	1,540円 (1,400円)
いす式階段昇降機	1,500円 (1,389円)	1,510円 (1,399円)	1,540円 (1,400円)
エスカレーター	2,000円 (1,852円)	2,050円 (1,899円)	2,090円 (1,900円)
小荷物専用昇降機	1,500円 (1,389円)	1,510円 (1,399円)	1,540円 (1,400円)
遊戯施設	2,000円 (1,852円)	2,050円 (1,899円)	2,090円 (1,900円)

### 2 実施時期

平成31年4月1日受付の報告から適用します。

### 3 その他

今回の改定は契約約款中の「別表1」についての改定となります。

なお、「昇降機等定期報告業務委託契約書」(第B-3号様式)について、当協会では新たな契約書は作成せず、現行契約の継続更新にて対応したいと考えておりますが、ご要望があれば、新たな契約書を個別に作成いたしますので、その際は担当にお申し出ください。

(「契約約款」については、当協会ホームページ<https://kkak.jp/publics/index/322/>を参照ください)

担当 豊田、下山、笠原

電話 045-212-4519 (昇降機部)